

# 英国立公文書館の日本・東南アジア関係史料

## I. はじめに

日本・東南アジア関係史の研究においては、日本と東南アジア各地だけでなく、さらに植民地宗主各国を含めた3当事者間の関わりが常に問題とされねばならない。それゆえに、この研究のためには、これら3方向からの史料の調査が不可欠となる。しかし、近年徐々に研究業績の数を増してきつつあるとはいえ、日本はもとより国際的にみても、研究そのものが未だ黎明期にある現状では、問題を総合的、多角的に明らかにするために研究者が共有すべき史料の発掘が十分進んでいるとはいいがたい。その欠落を補うための一環として、日本側の史料については、さきに筆者らは外務省外交史料館に所蔵されている文書を中心に、史料の紹介を兼ねつつ2つの作品を公刊した<sup>(1)</sup>。その際に痛感されたのは、それら日本側の史料を現地および欧米の植民地宗主国側の史料と突き合わせてみることの必要であった。そのような作業によって日本の「南進」に対する東南アジア各地、宗主国の反応・対応が明らかにされることなしには、日本・東南アジア関係の総体がより鮮明な歴史像として結ばれることはありえないからである。

この作業を行うにあたって逸すべからざる史料は、英領マラヤ（現マレーシア、シンガポール、ブルネイ）、英領ビルマ（現ミャンマー）に植民地を領有し、

[注]—————

- (1) 『アジア経済』第26巻第3号特集「戦前期邦人の東南アジア進出」（1985年3月）、および、拙編『両大戦間期日本・東南アジア関係の諸相』（アジア経済研究所、1986年）。

隣接するシャム（現タイ）、蘭領東インド（現インドネシア）に少なからぬ政治・経済的影響を及ぼしていたイギリスの公文書であろう。幸いにして、膨大な量にのぼるイギリスの公文書史料は、ロンドンおよびその近郊に所在する Public Record Office（イギリス国立公文書館、以下 PRO と呼ぶ）に分類保存されている<sup>(1)</sup>。この史料の大海のなかから目指す日本・東南アジア関係史料を発掘するためのノウハウとそれら史料の一部を具体的に紹介することによって、研究上の要請の一端に応えようとするのが本書の目的である。

## II. PRO の利用の仕方

1838年創立以来の長い歴史をもつ PRO には、現在、1958年公文書法（Public Records Act, 1967年改正）にもとづき、1086年から1986年までの連合王国政府の公文書、ならびにイングランドおよびウェールズの法廷記録が保存されている（スコットランド、北アイルランドの政府、議会、法廷記録、および地方政府の公文書は PRO の所管外）。PRO 所蔵文書はあまりにも膨大なため 1 箇所には収容しきれず、つぎの 4 つの文書館に分散・保存されている。したがって、利用者は各文書館がそれぞれどのような史料を保存しているかをまず知らねばならない。

### 1. PRO, Chancery Lane (Chancery Lane, London, WC 2A 1LR.)

PRO 発祥の地であるこの文書館には、最初期から現在にいたるまでの法廷記録とほぼ1800年までのイギリス中央政府の公文書が保存されている。

### 2. Census Room (PRO) Portugal Street (Land Registry Building, Portugal [注]—————)

(1) PRO の所蔵文書については、*Guide to the Contents of the Public Record Office*, 3 vols., London, HMSO, 1963-1968によってもごく大まかな概要を知りうる。

Street, London, WC 2.)

ここではイギリスの国勢調査の記録を見ることができる。1841, 1851, 1861, 1871, 1881年の国勢調査の記録もマイクロフィルムで保存されている。

3. PRO, Kew (Ruskin Avenue, Kew, Richmond, Surrey, TW 9 4DU.)

1978年新設されたこの文書館は、およそ1800年以降の近代イギリスの政府各省庁、軍関係の記録のほとんどすべてを所蔵しており、近代に関するかぎり PRO の中心的存在といってよい。

4. PRO, Hayes (Bourne Avenue, Hayes, Middlesex.)

ここは54にのぼる政府関係機関の記録文書の中間的保存センターとして利用されている。

以上から分かるように、19世紀以降の日本・東南アジア関係に関する史料はすべて、Kew の PRO (地下鉄 District Line の Kew Garden 駅下車) において閲覧することができる。ここに所蔵されている文書は、国家の安全保障上問題のあるもの、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるものなど少数の例外を除いて、すべて史料公開30年原則にもとづき順次公開されており、現在、1959年(1991年1月公開)までの文書の閲覧が可能である。PRO は公開されており、国籍を問わず研究上史料の閲覧を必要とするものはすべてこれを無料で利用することができる。外国人の場合は身元証明が必要であるが、パスポートを持参し、所定の書式に研究テーマなど必要事項を記入して提出すれば、直ちに入館証を発行してもらえる。閲覧日は、土・日曜日、毎年10月の第1・2週頃に行われる史料の棚卸し期間、クリスマスなどの特定の祭日を除く毎平日で、閲覧時間は9時30分～17時である。また、所定の手続きにしたがい、史料の複写、写真撮影、マイクロフィルムの作成などのサービスを受けることもできる。

PRO (Kew) 所蔵史料の閲覧はつぎのように行う。まず、利用者は2階の閲覧室に行き、カウンターに申し出て座席番号をもらい閲覧場所を定めたいので、必要とする史料の検索に入る。PRO の史料のなかには索引などがす

でに作られているものもあり、その場合には、主題に応じて直接索引から史料に接近することも可能であるが、原則としては、当該主題に関わりある文書を作成したと思われる政府省庁、関係機関を知ることが肝要である。これが分かれば、AB (U. K. Atomic Energy Authority) からZSPC (British Transport Historical Records) まで137に及ぶGROUPのなかから調査すべき史料が所属するGROUPを確定することができる。例えば、外務省 (Foreign Office) がその文書を作成したとすれば、目指す史料はFOというGROUPのなかに含まれている。それぞれのGROUPに属す文書は、文書が作成された当時の事務所管および文書の分類基準にしたがって、さまざまなCLASSに分かれている。通常、参考室に備え付けられたさまざまな“CLASS List”を検索することによって、目指す文書を含む個別のファイル (PIECE) を特定することができるが、その際、闇雲に“CLASS List”を調べるのではなく、索引のあるものは索引に当たることはいうまでもなく、ないものに関してはまず“Current Guide”に当たるほうがよい。“Current Guide”には、それぞれの“CLASS List”にどのような種類の文書が含まれているかについて簡単な記述があるからである。このように、それぞれの史料ファイルは、GROUPを示す文字と、CLASS番号、PIECE番号からなる史料請求番号 (例えば、FO 371/23539のような) をもっており、個々の史料ファイル (PIECE) の請求は、参考室のコンピューターにこの請求番号を各自の入館証番号と座席番号とともに入力することによって行う。

### Ⅲ. PROの東南アジア関係史料

さて、日本・東南アジア関係史の研究にあたっては、PROの史料についても、当然、日本、東南アジア各地、各植民地宗主国に関する史料を3方向から調査することが必要とされるが、PROの日本関係史料についてはすで

にいくつか紹介もあり<sup>(1)</sup>、目録も発行されているので、それらに譲ることとし、ここではさしあたり東南アジア関係史料についてのみ触れておきたい<sup>(3)</sup>。イギリスの政府省庁、関係機関等で東南アジアに関わりがあったと思われる主な組織は、1. 植民地省 (Colonial Office)、2. 外務省 (Foreign Office)、3. 商務省 (Board of Trade)、4. 海軍省 (Admiralty) の4省で、重要な東南アジアおよび日本・東南アジア関係に関する史料はこれら4省の作成文書のなかにほぼ網羅されているとって差し支えない。

## 1. 植民地省文書

### (1) 植民地省

植民地省が独立の組織として設立されたのは1854年であり、1862年以降の同省内の所管事務の分担・人事については参考室に備え付けの各年の *Colonial Office List* によって知ることができる。東南アジアに関しては、同省は、英領マラヤ (マレー半島、海峡植民地、英領北ボルネオ、サラワク、ブルネイを含む) を管轄していた。戦後は、独立した旧植民地に関する所管事務は連邦関係省 (Commonwealth Relations Office) に移管されたが、1966年植民地省と連邦関係省は合併され、連邦省 (Commonwealth Office) となった。したがって、戦前期の東南アジアに関しては、植民地省ならびにこれら植民地政庁で作成され

#### [注]

- (1) 楠家重敏「日本関係イギリス外務省文書について」、『古文書研究』第22号、1983年12月)、同「イギリス Public Record Office 所蔵近代日本関係文書について」、『古文書研究』第24号、1955年9月)、および、佐藤元英「Public Record Office 所蔵イギリス外務省の日本関係文書について」、『外交史料館報』第1号、1988年3月)。
- (2) 「日本関係イギリス政府文書目録」、『横濱市立大学紀要』人文科学編新シリーズ第2号、1988年3月)。
- (3) PROの東南アジア関係史料については、Wainwright, M.D. and N. Matthews, *A Guide to Western Manuscripts and Documents in the British Isles relating to South and South East Asia*, London, 1965年にも触れられている。

た記録のすべては、同省の文書を集めた CO という GROUP に収められている。また、戦後に関しては連邦関係省および連邦省の文書を収めた DO という GROUP を調べる必要がある。

海外領土課 (Dominions Division) が分離独立して海外領土省 (Dominion Office) になる1952年までの植民地省の文書は地理的区分にしたがって植民地別に分類 (CLASS) されていたが、所管事務、部局数の増加にともない、1930年代以降の文書には新たに主題別の分類 (CLASS) もなされている。地域別および主題別に分類されたすべての CLASS にどのような文書が含まれているかは、“CO/DO Index” で調べることができる。

植民地省の史料で最も重要なものは、各植民地ごとに発信された Original Correspondenceである。これには、植民地総督(またはそれに匹敵する地位の行政官)の公信ならびに同封資料、植民大臣の返信案とこれに対する本省スタッフのコメントのみならず、当該植民地に関するさまざまな問題をめぐる、植民地省と他の省庁、政府関係機関、イギリス在住の個人との間の通信文書までもが含まれている。

なお、植民地省の重要な文書は、政府内の回覧を容易にするために選別され、Colonial Office Confidential Print として印刷に付されているので、調査を効率的に行うためには Original Correspondence を見る前にこの Confidential Print を調べる方がよい。Confidential Print は CO 879~CO 886, CO 903, CO 934, CO 935に収められており、これら文書の内容は、1930年代以降については各 CLASS リストによって調べることができるが、それ以前については、参考室備え付けの *PRO Handbooks No. 8 : List of Colonial Office Confidential Print to 1916* (London, HMSO, 1965) および “Colonial Office Confidential Print to 1934” にあたる必要がある。しかし、残念ながら、Confidential Print のなかには東南アジア関係史料は見あたらない (CO 934が西太平洋関係文書)。

植民地省文書中、東南アジア関係史料を含む CLASS は第1表に示すとおりである。

第1表 植民地省(CO)の東南アジア関係史料(CLASS)

CLASS	件名	PIECE 数
CO 144	Labuan: Original Correspondence, 1844-1906.	81
CO 145	〃 : Acts, 1849-1906.	9
CO 146	〃 : Miscellanea, 1848-1906.	60
CO 273	Straits Settlements: Original Correspondence, 1838-1946.	680
CO 274	〃 : Acts, 1867-1949.	23
CO 275	〃 : Sessional Papers, 1855-1940.	155
CO 276	〃 : Government Gazettes, 1867-1942.	161
CO 277	〃 : Miscellanea (Blue Books of Statistics), 1867-1939.	91
CO 352	Labuan (Borneo を含む): Register of Correspondence, 1849-1914.	7
CO 404	Labuan: Entry Books, 1847-1872.	5
CO 425	Straits Settlements: Entry Books, 1867-1873.	8
CO 426	Straits Settlements: Register of Correspondence, 1867-1845	42
CO 434	Labuan: Sessional Papers, 1849-1889.	1
CO 435	Negeri Sembilan, Sungei Ujong and Jelebu, Sessional Papers, 1888-1929.	4
CO 437	Pahang: Sessional Papers, 1888-1939.	5
CO 438	Perak: Sessional Papers, 1888-1939.	5
CO 439	Selangor: Sessional Papers, 1888-1941.	5
CO 463	Negeri Sembilan, Sungei Ujong and Jelebu: Government Ga- zettes, 1896-1965. (1943年から45年にかけて日本軍政監部が 発行した官報を含む。)	18
CO 466	Pahang: Government Gazettes, 1897-1965.	18
CO 467	Perak: Government Gazettes, 1888-1965.	38
CO 469	Selangor: Government Gazettes, 1890-1966.	33
CO 474	Sungei Ujong: Sessional Papers, 1883-1893.	1
CO 475	〃 : Government Gazettes, 1893.	1
CO 486	Straits Settlements: Register of Out-letters, 1873-1926.	17
CO 487	Labuan: Register of Out-letters, 1871-1914. (Borneo を含む。)	4
CO 531	British North Borneo: Original Correspondence, 1907-1951. (1946年以前はSarawak を含む。)	50
CO 573	Labuan: Government Gazettes, 1890-1906.	1
CO 574	Federated Malay States: Government Gazettes, 1909-1948.	96
CO 575	〃 : Miscellanea (Manual of statistics), 1904-1949.	38
CO 576	〃 : Sessional Papers, 1896-1848.	79
CO 604	Sarawak: Government Gazettes, 1903-1965.	64
CO 648	British North Borneo (Sabah): Sessional Papers, 1908-1965	43

CO 653	Johore: Government Gazettes, 1911-1965.	47
CO 715	〃                  : Sessional Papers, 1910-1940.	6
CO 716	Kedah and Perlis: Sessional Papers, 1905-1940.	4
CO 717	Federated Malay States: Original Correspondence, 1920-1951. (1947年以前はBruneiを含む。)	210
CO 740	British Malaya: Miscellanea, 1921-37.	15
CO 777	British North Borneo: Register of Correspondence, 1915-1941.	4
CO 778	〃                  : Register of Out-letters, 1915-1926.	1
CO 786	Federated Malay States: Register of Correspondence, 1919-1951.	19
CO 787	〃                  : Register of Out-letters, 1920-1926.	3
CO 802	Sarawak: Sessional Papers, 1900-1965.	24
CO 819	Kedah and Perlis: Government Gazettes, 1925-1965.	24
CO 824	Brunei: Sessional Papers, 1906-1965.	6
CO 825	Eastern Original Correspondence, 1927-1951. (これらのファイルは、ビルマ、マラヤ、北ボルネオ、サラ ワク、シンガポールを中心とする極東の植民地および対外関 係に関するものである。)	90
CO 827	Kelantan: Sessional Papers, 1909-1940.	20
CO 828	Federated Malay States: Acts, 1925-1948.	5
CO 840	Trengganu: Sessional Papers, 1910-1940.	2
CO 852	Economic: Original Correspondence, 1935-1955. (これらのファイルには、植民地の経済政策に関する文書が 収められている。記録は、通商、財政、金融、産業開発、食 糧の生産と供給、関税、税制など広範にわたっている。戦後 の文書には、植民地開発公社、国際通商関係、アメリカの援 助、国連に関するものが多い。)	1,463
CO 855	British North Borneo (Sabah) : Government Gazettes, 1883-1965.	91
CO 865	Far Eastern Reconstruction: Original Correspondence, 1942-1945. (これらのファイルは、第2次大戦後の極東植民地の再建計 画に関するものである。特にボルネオ、マラヤ、香港に関す る記録が多い。)	86
CO 874	British North Borneo Company Papers, 1865-1952. (英領北ボルネオ会社の交信文書、協定・契約書、権利証書 借地契約書、財務・会計報告、等が含まれている。)	1,114
CO 889	Federation of Malaya: Constitutional Commission, 1956.	9
CO 909	Trengganu: Government Gazettes, 1939-1969.	15
CO 924	Federation of Malaya: Acts, 1948-1957.	9
CO 925	Singapore: Acts, 1946-1956.	12
CO 928	Kelantan: Government Gazettes, 1948-1965.	8
CO 929	Malacca: Government Gazettes, 1948-1965.	9



CO 930	Federation of Malaya (Malaysia) : Government Gazettes, 1948-1965.	57
CO 931	Perlis: Government Gazettes, 1948-1966.	6
CO 932	Singapore: Government Gazettes, 1945-1965.	90
CO 933	Penang: Government Gazettes, 1948-1965.	13
CO 938	Sarawak: Original Correspondence, 1946-1951.	122
CO 939	Singapore: Miscellanea (Blue Books of Statistics), 1946.	1
CO 940	“ : Sessional Papers, 1946-1965.	128
CO 941	Federation of Malaya: Sessional Papers, 1946-1965.	80
CO 943	Brunei: Original Correspondence, 1946-1951.	2
CO 944	Malacca: Sessional Papers, 1946-1950.	2
CO 947	Commission of Enquiry in North Borneo and Sarawak regarding Malaysian Federation (Cobbold Commission), 1962.	61
CO 953	Singapore: Original Correspondence, 1936-1951.	10
CO 954	Borneo Territories: Original Correspondence, 1946-1951. (北ボルネオ、サラワク、ブルネイ3地域に共通の事項を扱った文書を収めている。)	8
CO 966	British North Borneo: Miscellanea (Rules for Native Courts in the Interior), 1907-1941.	1
CO 975	Far Eastern Reconstruction: Register of Correspondence, 1942-1945. (CO 865参照。)	1
CO 985	Brunei: Government Gazettes, 1951-1967.	13
CO 986	British North Borneo: Acts, 1951-1963.	6
CO 991	Malayan Union and Singapore: Register of Correspondence, 1946-1951.	8
CO 992	North Borneo, Brunei and Sarawak: Register of Correspondence, 1942-1951.	6
CO 1008	Far Eastern Economic and Supplies Committee: Minutes and Papers, 1944-1945.	2
CO 1010	Singapore: Register of Correspondence, 1946-1951.	5
CO 1020	Sarawak: Acts, 1958-1963.	4
CO 1022	South East Asia Department: Original Correspondence, 1950-1956. (戦後外務省内に新設された東南アジア局のボルネオ、ブルネイ、マラヤ、サラワク、シンガポールに関する公信・文書を収めている。これら文書は、当該国の国内事情、憲法の発展等を扱っているばかりでなく、東南アジア全体の国際関係をも対象としている。)	494

【出所】 筆者作成。

## (2)英領北ボルネオ会社

また、植民地省は、その機能の一部を時として Chartered Company に委託することがあったが、東南アジアでは北ボルネオに関する事務の一部を管轄した英領北ボルネオ会社 (British North Borneo Company) の役割を看過することはできない。同会社は、1881年設立され、翌1882年から日本軍の侵攻が始まる1942年まで北ボルネオの統治に重大な役割を果たし、戦後の1953年解散された。同会社の記録は CLASS CO 874に収められている。同 CLASS のなかで日本・東南アジア関係に関する PIECE は第2表のとおりである。

第2表 CO 874に含まれる日本・東南アジア関係文書(PIECE)

CO 874/703	(1917-1938) Japanese immigration.
CO 874/704	(1913-1916) ♫ .
CO 874/864	(1916-1917) Nippon Industrial Co.Ltd. (mineral concessions).
CO 874/865	(1916-1917) ♫ (agreement with petrol syndicate).
CO 874/866	(1919-1921) ♫ ( ♫ ).
CO 874/873	(1916-1918) Japanese penetration.
CO 874/874	(1919-1939) ♫ .
CO 874/875	(1939-1941) ♫ .
CO 874/908	(1916-1918) Nippon Industrial Co. Ltd.
CO 874/909	(1919-1930) ♫ .
CO 874/910	(1934-1945) ♫ .
CO 874/1102	(1940-1942) Political relations with Japan.
CO 874/1103	(1941) Prohibition of exports to Japan.
CO 874/1104	(1941-1943) War with Japan.
CO 874/1105	(1942-1944) ♫ .
CO 874/1107	(1945-1946) ♫ , damage reports.
CO 874/1108	(1945-1947) ♫ , meritorial services.

【出所】 筆者作成。

## (3)大英帝国市場委員会

各省間委員会の勧告を受けて1937年設立された大英帝国市場委員会 (Colonial Empire Marketing Board) の文書も東南アジアに関する記録を含んでいる。同委員会は、植民地の物産の市場調査、販売を促進するために設立されたもので、植民大臣を座長として、国会議員、貿易、海運業界の代表、海外貿易庁のスタッフなどの委員によって構成され、植民地省と緊密な連繋の

もとに1938年より活動を開始したが、第2次大戦の勃発によって停止を余儀なくされた。したがってわずか4年間の記録だが、東南アジアに関する同委員会の議事録、覚書、書類、通信文書は、CO 868およびCO 852/115に収められている。

## 2. 外務省文書

1782年の創設以後、イギリスのほぼすべての対外関係の折衝に当たった外務省（1968年に外務・連邦省 [Foreign and Commonwealth Office] に合併）の文書に東南アジア関係史料が含まれていることはいうまでもない。外務省文書は、次の7つのカテゴリーに分類される。

- (1) General Correspondence: 外務本省（ロンドン）と在外公館（大使館、公使館、領事館）との間の往復文書、同封書類、省内で作成された覚書・公信案文、他省庁および政府関係機関との間の往復文書、駐英外国公館との間の往復文書、民間の個人・団体から外務省に宛られた書簡および意見書などが主な内容をなす。外務省史料のなかで最も重要かつ膨大なカテゴリーである。
- (2) Embassy and Consular Archives: 在外公館、出先機関の記録。このカテゴリーに属す文書は、在外公館が本省から受け取った訓令・公信の原本、本省への報告・発信文書案文、在外公館相互間の往復文書、在外公館と駐在国の政府および外国の在外公館との間の現地における往復文書、任地における在留イギリス人・団体との往復文書、在留イギリス人の出生・死亡・婚姻登録、領事裁判記録、各種の商務報告などからなる。
- (3) Registers and Indexes: 文書登録簿および索引。これにより、各CLASSの文書の概要を知ることができる。General Correspondenceについては、1906～20年の主題別登録簿がFO 662に、1920～51年の

索引が FO 409 に収められている。

- (4) Confidential Print: 植民地省の Confidential Print と同様、外務省でも閣議に上げるために重要文書を印刷に付している。1827年から1914年までの Confidential Print は、ほぼ印刷に付された順番通りに、FO 881 に収められている。それ以後については、さらに94の CLASS に収録されているが、年代が下るにしたがい、分類は国、地域、主題別に行われる傾向が強くなった。とくに、戦後の東南アジアに関しては、第3表にも見られるとおり、地域別に Confidential Print がファイルされているので、Original Correspondence ではなくこれを先に調べる方が効率的であろう。Confidential Print にどのような記録が含まれているかは参考室の“Foreign Office Confidential Prints”によって知ることができる。
- (5) Treaties: 条約原案、議定書、批准書、付属書類。FO 93 および FO 94 に収められている。
- (6) Private and Private Office Papers: 外務大臣、大・公使、外交官等が正式の公文書とは別に交わした非公式文書や私的覚書の類で、政策立案の背景や動機、政策決定の過程などを知るうえで貴重な史料である。これらのなかには、1936～38年および1940～45年の2度の期間外務大臣の職にあったアンソニー・イーデン (Anthony Eden) の個人文書の複写 (原本はバーミンガム大学図書館が所蔵) もある (FO 954)。
- (7) Archives of Commissions and Conferences: イギリスと諸外国との2国間会議や重要な問題をめぐる国際会議に関する膨大な記録。

そのほか、外務省文書にはこれらの分類には入りにくい特殊文書があり、そのなかには第1次大戦と第2次大戦に関する戦時書類 (Wartime Classes) がある。前者は FO 902, FO 833 に、後者は FO 837, FO 898, FO 916 などに主として収録されている。また、同省内の事務分担、人事の動きについては、参考室の“Foreign Office List” (各年別) によって知ることができる。

第3表 外務省(FO)の東南アジア関係史料(CLASS)

CLASS	件名	PIECE数
FO 12	General Correspondence before 1906: Borneo, 1842-1905.	130
FO 58	〃 : Pacific Islands, 1822-1905.	345
FO 69	〃 : Siam, 1849-1905.	276
FO 368	General Correspondence after 1906: Commercial, 1906-1920.	2,269
FO 369	〃 : Consular, 1906-1954.	5,070
FO 371	〃 : Political, 1906-1954.	113,216
FO 422	Confidential Print: Siam and South East Asia, 1882-1956. (タイ、ビルマ、インドシナ諸国、インドネシア、マラヤ半島、に関する文書を含むが、ボルネオおよびスルー諸島に関するものは除かれている。いくつかの文書は50年間公開禁止。)	101
FO 435	〃 : Burma, 1947-57.	10
FO 436	〃 : Far Eastern Affairs, 1937-1956. (中国、日本、ネパール、東南アジアに関する文書を含む。1947年以降についてはGeneral Correspondenceのみが印刷されている。)	25
FO 474	〃 : Indo-China, 1947-1956.	10
FO 480	〃 : Indonesia, 1947-1957.	11
FO 493	〃 : Philippines, 1947-1956.	9
FO 534	〃 : Pacific Islands, 1822-1823. (フィリピンに関する文書を含む。)	117
FO 572	〃 : Borneo and Sulu, 1844-1905. (ブルネイ、サラワクに関する文書を含む。)	39
FO 628	Embassy and Consular Archives (Correspondence): Siam (Thailand), 1946-1954.	95
FO 643	〃 : Burma, 1942-1954.	153
FO 689	〃 (Register of Correspondence): Siam (Thailand), 1856-1928.	15
FO 690	〃 (Letter Books): Siam (Thailand), 1876-1879.	2
FO 821	Consulates: Nakawn Lampang (Thailand), 1896-1939.	85
FO 959	Embassy and Consular Archives (Correspondence): Indo-China, 1945-1954.	145
FO 964	〃 : Philippines, 1947-1949.	45
FO 991	Consulates: Chiang Mai (Thailand), 1947-1950.	26
FO 1041	〃 : Rangoon (Burma), 1949-1950.	5

【出所】 筆者作成。

以上のさまざまなカテゴリーにわたる膨大な外務省文書(FO)のなかから、東南アジアに関する史料を含むCLASSを列挙しておけば第3表のとおりである。

### 3. 商務省文書

1861年設立された商務省は、とりわけ第1次大戦以後1960年代にいたるまで、商工業、貿易、産業開発、消費者保護など多岐にわたる業務を行ってきた。同省が海外貿易ならびに対外通商関係の主務官庁であった関係上、当然、東南アジアに関する多くの史料を含んでいるが、地域、国別、主題別のリストや索引が完備していないために、検索ははなはだ困難である。両大戦間期の同省の活動に関する Confidential Reports (1917-1939) は BT 196に、省内各部局の委員会等の記録 (1910-1959) は BT 55に収められている。商務省文書のなかで最も重要な CLASS は、海外貿易庁 (Department of Overseas Trade) の1918年から1946年までの通信文書、その他書類を収めた BT 60 (PIECE 数 99) であろう。この CLASS には、日本・東南アジア関係に限っても、例えば、“Japanese fishing industry off East Coast of North Borneo: Information” (BT 60/48/5, 1936年)、“Question of arrangements for importation and distribution of textiles and other goods in Malaya on conclusion of war against Japan” (BT 60/80/16, 1945年)、“Claims Committee: Compensation claims by British firms and subjects against Siamese and Japanese” (BT 60/89/2, 1945年) などの興味深い文書が多く含まれている。

ちなみに、海外貿易庁は、第1次大戦前まで外務、商務両省にまたがっていた海外貿易にかかわる行政サービスの一元化をはかるべく1918年に設立され、海外通商情報の収集、普及など、貿易業者等に諸々の行政サービスを提供した。だが、2省の妥協にもかかわらず、同庁設立後も、通商政策の政治的側面については外務省が、イギリスの貿易業界の保護については商務省が、引き続き所管するところであった。海外貿易庁は、1946年に廃止され、その業務は商務省に移管された。したがって現在は、海外貿易庁関係の記録はすべて商務省文書 (BT [GROUP]) の中に含まれている。

## 4. 海軍省文書

イギリスの東南アジア政策は植民地省、外務省のみならず、強大な極東艦隊を擁する海軍の意向を無視して決定・遂行することはできなかったから、海軍を統括する海軍省(1708年設立、1964年国防省へ吸収)の文書(ADM〔GROUP〕)にも眼をむける必要がある。同省の事務分担、人事の動きも参考室の“Navy List”(各年)によって調べられる。

ADMに収められている海軍省文書で、東南アジア関係史料を含む重要なCLASSは、第4表に掲げる、General Correspondence, China Station Records, East Indies Station Records, Naval Intelligence Papersなどである。とくに、General Correspondence ADM 116には、第5表に示すように、シンガ

第4表 海軍省(ADM)の東南アジア関係史料(CLASS)

CLASS	件名	PIECE数
ADM 1	General Correspondence: Admiralty and Secretariat Papers, 1660-1976.	22,676
ADM 116	〃 : Admiralty and Secretariat Cases, 1852-1960.	6,209
ADM 125	China Station Records: Correspondence, 1828-1936. (東インド諸島、日本、朝鮮、オーストラリア、太平洋諸島、ベーリング海に関する文書を含む。)	148
ADM 127	East Indies Station Records: Correspondence, 1908-1930.	71
ADM 137	General Correspondence: War of 1914-1918: Admiralty Historical Section: Pack and Miscellaneous Records, 1860-1925.	4,823
ADM 178	General Correspondence: Admiralty and Secretariat Papers and Cases: Supplementary Series, 1892-1951. (公開制限史料。閲覧許可が必要。)	405
ADM 199	General Correspondence: War History Cases and Papers, 1936-1954.	2,444
ADM 223	Naval Intelligence Papers, 1925-1958.	247

【出所】 筆者作成。

第5表 ADM 116に含まれる日本・東南アジア関係史料(PIECE)

ADM 116/2100	(1920-1921)	Singapore Naval Base.
ADM 116/2394	(1923-1927)	Singapore Defences.
ADM 116/2397	(1923-1930)	〃 .
ADM 116/2416	(1924-1929)	〃 .
ADM 116/2581	(1927-1930)	Singapore Naval Base.
ADM 116/2585	(1927-1931)	〃 .
ADM 116/2751	(1930)	East Indies Station reports.
ADM 116/2804	(1930-1931)	〃 .
ADM 116/2856	(1931-1932)	〃 .
ADM 116/2865	(1931-1933)	〃 .
ADM 116/2971	(1933-1934)	〃 .
ADM 116/2992	(1934)	〃 .
ADM 116/3112	(1932)	Defence of Singapore.
ADM 116/3114	(1933-1934)	Cryptography — Training of Accountant Officers in Japanese.
ADM 116/3116	(1932-1934)	Industrial mobilisation, activities and naval policy of Japan.
ADM 116/3149	(1922-1924)	Development of Singapore as a Naval Base and Dockyard.
ADM 116/3162	(1922)	Cruise of H. M. S. HOLLYHOCK in Dutch East Indies.
ADM 116/3320	(1936-1937)	East Indies Station reports.
ADM 116/3483	(1932-1935)	Singapore: local naval defences.
ADM 116/3615	(1931-1933)	Singapore Naval Base: Defence Policy.
ADM 116/3735	(1937-1938)	Capital Ships: effect on British designs of Japanese infringement of regulations.
ADM 116/3803	(1939)	Pacific Defence Conference: reports.
ADM 116/3862	(1927-1939)	Naval arrangements in event of war in the Far East.
ADM 116/3863	(1931-1939)	Naval policy in event of war in the Far East.
ADM 116/3899	(1938-1939)	East Indies Station reports.
ADM 116/3946	(1938-1939)	British North Borneo: Japanese activities.
ADM 116/4056	(1938-1940)	Defence of Rangoon, Burma and of oil refineries and installations near Rangoon.
ADM 116/4376	(1940-1941)	Japan: Admiralty instructions to shipping. Cabinet and remarks on procedure in event of war; North Borneo and Netherland Governments' policies.



ADM 116/4396	(1939-1941)	Economic reprisals against Japan: Admiralty proposals.
ADM 116/4421	(1941)	Japanese Shipping: control, restriction, denial of bunkers and oil facilities, etc.
ADM 116/4657	(1940-1942)	Command and Defence of bases leased to U. S., possibility of Japanese attack on Far Eastern bases, etc.
ADM 116/5100	(1944)	British large-scale operations against Japan and Japanese-held territories: base facilities, shipping requirements, training, etc.
ADM 116/5438	(1945)	Japanese islands in Pacific: future policy and British telecommunications interest.
ADM 116/5457	(1941)	British defence measures in the Far East: proposed minefield off coast of Johore, counter measures to Japanese movements considered by Far East Defence Committee.

【出所】 筆者作成。

ポールの海軍基地に関する文書など日本・東南アジア関係に関する特定の PIECE が含まれている。

## 5. インド・ビルマ省文書

このほか、東南アジアに関係する省庁としては英領ビルマを所管していたインド省 (India Office) があり、ことビルマに関する限り同省の史料を逸することはできない。インド省は1858年、インドおよびその隣接地域を管轄する官庁として創設され (それ以前はイギリス東インド会社等が所管)、以後徐々に隣接地域に関する所管事務を外務省および植民地省に移管していったが、ビルマに関しては1935年同地が英領インドから分離するまで管轄を続けた。1937年インド省からビルマ省 (Burma Office) が独立し、ビルマに関する事務は新設のこの省に引き継がれた。戦後、インド省は1947年のインド、パキスタン独立にともない連邦省に合併され、一方、ビルマ省の所管事務は、ビル

マが独立の際英連邦へ参加しなかったため、1948年より外務省に移管された。したがって、戦後のビルマに関する史料はPROの外務省文書のなかに見出すことができるが、インド省、ビルマ省時代のそれは、1958年公文書法により別に設置されている India Office Library and Records (197 Blackfriars Road, London, SE 1.) 所蔵の文書中に求められねばならない。

#### IV. PRO 文書の作り手と特徴

次に、日本・東南アジア関係に関するPRO資料の特徴について一言しておこう。PRO資料には情報・文書の作り手に応じて、インフォーマントがもたらす情報から内閣が議会で提出する、いわゆる“Blue Book”まで、数段階にわたる記録が含まれているが、各段階の文書にはある程度パターン化した特徴を読み取ることができるように思われる。一言で言えば、当然のこととはいえ、情報の作り手のレベルが上がるほど大所高所からの判断が多くなり、イギリス本国の利害関係が強く反映されている。したがって、PROの記録を用いる場合、それがどの段階で作られた文書であるかを意識することが、事実判断を誤らないためにも肝要である。

一般的に言うと、日本・東南アジア関係に関するPRO資料のうち、現地の情報提供者、軍、治安関係者の文書には日本の東南アジア進出の脅威をかなり誇張する傾向が見られる。また、現地の業界関係者、団体にもこの傾向は見られるが、彼らの動向は基本的に自分たちの利害関係によって規定されている。

これに対して、イギリス政府の現地における出先機関（外務省の場合は大使館、領事館など、植民地省の場合は植民地総督、知事、政庁関係者など）は、これらの当事者の利害の入り交じったある程度主観のないしは誇張された情報をかなり整理して、一応の判断を加えた文書を本省に送っている。この段階の情報は総領事や総督など文書の作り手のパーソナリティによって影響されて

いることが少なくない。したがって、これらの人物の個人的なバックグラウンドや思想・信条などがある程度個別に知ることがこの段階の資料を利用する場合には重要である（外務省文書の場合であれば、前掲のカテゴリー(6)の Private and Private Office Papers を調べるのがこのために役に立とう）。

一方、本省における判断は、外務省にしても植民地省にしても、あるいは商務省にしても、良識に基づいた比較的冷静なものが多い。しかし、本省側の判断は、本省勤務者と現地出先機関勤務者を別々に採用するイギリスの官僚システムのゆえに、現地を直接知らない者がほとんどであり、その分だけイギリス本国の圧力団体の影響を受けやすかったように思われる。

ここで、以上に述べた一般的パターンを示す一例として、1917年から18年にかけての北ボルネオへの日本の進出に関する植民地省の文書（CO 874/873）を具体的に見てみよう。この時期の北ボルネオにおける日本人の活動は、1917年にマラヤで「土地払い下げ禁止令」（Enactment No. 1 of 1917, F. M. S.）が実施されて以後、マレー半島各地からタワオへ移住入植して来る人々を中心に活発化したが、イギリス側がこれら日本人の活動をどのように見ていたかは、情報の作り手によって次のようになりに異なっている。

#### (1)情報提供者 (informant, agent)

まず、海峡植民地総督のあるインフォーマントは、タワオへの日本人の入植を見て、「北ボルネオの東海岸区は大部分日本人によって支配されている」という次のようなかなり誇張された情報を送っている。

#### 資料 1.

“...The East Coast Residency is almost controlled by the Japanese. ...”

[A informant to the Governor of the Straits Settlements, 31 December 1917 (CO 874/873).]

#### (2)業界関係者

こうした危惧は業界関係者も同様であった。この地区の栽培業者組合は、戦略的に重要な港や炭田に近い土地を大々的に日本人に提供することはきわめて危険な措置であり、深刻な事態に発展しかねないという見解を北ボルネオ総督に次のように書き送っている。

資料 2.

“...the Association feels strongly that the granting to aliens of large area of land contiguous to strategic harbours and coal fields is a most hazardous proceeding and one fraught with grave possibilities. ... at a time like the present, no land near the coast should be granted to aliens under any circumstances. ....”

[Beaufort & District Planters' Association to the Governor of British North Borneo, 6 October 1917 (CO 874/873).]

同じく、サンダカンの北ボルネオ商業会議所もまた、日本資本の大規模な流入は、産業的動機によるものではなく、政治的動機に基づいているから、日本人に土地を売却することによって得られる短期的利益のちに招来される重大な政治的困難によってマイナスの報いを受けるかもしれない、という資料 3 に掲げるような認識を示している。しかし、客観的に見れば、この時期の日本人の北ボルネオ入植が政治的にそれほど憂慮すべきものであったかどうかは疑問であろう。原不二夫氏の研究（『英領マラヤの日本人』アジア経済研究所、1986年）によれば、この時期は、日本人の同地への「小農移民期」に当たっており、租借面積も総計でマラヤの10分の1、1農園あたりの平均でも2分の1と小さかった。この点から見ても、業界筋のこのような危機感は相当に誇張されたいわば「過剰反応」だったというのが事実に近いと思われる。

資料 3.

“... my Committee have heard that large blocks of land are being alienated to Japanese subjects. My Committee view this with great concern for various reasons, but mainly because they consider it unfair to British Planters & British Capital that large blocks of land should be sold to aliens when all the attention of our own people is centred on issues vital to the highest interests of the Empire. ... My Committee are inclined to think that the recent influx of Japanese capital into the country has had its origin in political rather than in industrial motives, and they think it highly desirable that Government should keep this aspect of the subject well in view, and bear in mind that the immediate advantages according from sales of land may be more than counterbalanced by political troubles later on.”

[The North Borneo Chamber of Commerce, Sandakan, to the Governor of British North Borneo, 7 October 1917 (CO 874/873).]

### (3)現地における出先機関（北ボルネオ政庁）

事実、こうした反応に対して、北ボルネオ政庁は、1918年2月5日付の海峡植民地総督宛の返書で、この点を指摘し、「東海岸地区が日本人に支配されている」というインフォーマントの情報には意義を見いだしがたい、と述べている。

#### 資料4.

“In the Lahad Datu District of the East Coast Residency there is one Japanese coconut plantation of 1,200 acres. Japanese small holdings in the Residency aggregate approximately 500 acres. The three larger properties above mentioned are being developed with Chinese and native labour, and the number of Japanese in the Residency probably does not greatly exceed 100.

... it is difficult to attach a meaning to the statement of your Excellency's informant that the East Coast Residency is almost controlled by Japanese. ...”

[The Governor of North Borneo to the Governor of the Straits Settlements, 5 February 1918 (CO 874/873).]

#### (4)軍関係者

しかし、こうした日本人の活動に対するイギリス側の懸念は北ボルネオでの日本人のスパイ活動への疑惑となって表面化した。この火つけ役となったのは、海峡植民地軍司令部だった。同司令部は、神戸の森林管理委員をしている後藤房次という人物が北ボルネオでスパイ活動をしている旨、次のように北ボルネオ総督に警告を発した。その根拠は、後藤が日本語で北ボルネオに関する本を書いたが、それを見ると林業とは関係のない河口の水深とか、港を見下ろす丘の高さとかに言及しており、さらに何葉もの地図さえ含まれているということにあった。

#### 資料5.

"The incidents mentioned in the report, if the thoroughness of the Japanese espionage system as long ago as 1905-1915. ... The report, even in English was most exhaustive, and contained certainly many items of interest unconnected with forestry, such as sounding round river mouth and heights of hills dominating the harbour entrances etc. ... He (Mr. Fusaji Goto) also prepared every pretty maps."

[Military Headquarters, Straits Settlements, to the Governor of B.N.B., 7 February 1918 (CO 874/873).]

これに対して北ボルネオ総督は、「後藤が北ボルネオについて本を書いたことは知らないが、彼が政府に雇われている以上、政府にレポートすることはありえない事ではないだろう」というかなり冷淡な返事を出しているのみである。

## 資料 6.

"I am unaware that Mr. Goto has published any book or report in Japanese, dealing with North Borneo. It is, however, not unlikely that he has furnished a report to his Government as he was employed by them after he left this service, ..."

[The Governor of B. N. B. to Military Headquarters, Straits Settlements, 16 February 1918 (CO 874/873).]

## (5)本省

こうした一連の動きに対して、植民地省本省はどのように反応しただろうか。この後藤という人物は以前北ボルネオの林務官を勤めていたので、同省は一応この人物の人となりをつかんでいた。植民地省のMinutesによれば、後藤がそのようなことをするような人柄でないことを縷々述べた上で、「たとえ日本政府がアグレッシブな動機を持っているとしても、利用価値のほとんどない情報を彼に収集させたと考えるなんて馬鹿げている」と次のように言い切っているのである。

## 資料 7.

"Mr. Goto while in Borneo performed his duties in a painstaking manner. He was a quiet, inoffensive individual, who showed no curiosity as to matters outside his sphere, and visited, so far as the Court are aware, no other part of the Territory except where he was employed. It is absurd to suppose that he could collect any information which would be of the slightest use to his Government supposing them to be actuated by aggressive motives. ..."

[Minutes, Colonial Office, 30 April 1918 (CO 874/873).]

PROの文書には、日本人のスパイ活動に関する記録が多く出てくるが、やりとりの一般的パターンは、このようなものである。PRO文書で見えるか

ぎり、情報が現地サイドに近づけば近づくほど、また、その作り手が軍・治安関係者であればあるほど、「日本人＝スパイ」説は戦前・戦中期の日本・東南アジア関係を説明するキイ概念となっているように思われる。実際に日本人のスパイ活動が現実味を帯びたものとなってくるのは、1930年代後半に入ってからのことだと考えられるが、上の事例にも見られるように、早くから日本のスパイ活動に注意を促す記録が残されているのである。

たとえば、こうした史料に基づいて書かれた典型的な作品に、Eric Robertson, *The Japanese File : Pre-war Japanese Penetration in Southeast Asia*, Singapore, Heinemann Asia, 1979がある。この著者は、1938年から42年までマラヤに滞在し、戦時中はMalaya Commandの'Frontier Patrol'として、タイ・マレーシア国境で情報活動に従事し、シンガポール陥落の2日前に同地を脱出した人物である。この書物は、海峡植民地警察特別支部の記録を用いて、戦前の日本の東南アジア進出を描いているが、その特徴は全篇が壮大なスパイ謀略史観とでも呼ぶべきもので貫かれていることである。同書は次のように述べている。

「南洋における日本の正規の商業活動は、これら諜報機関の南洋進出と行動を共にすることによって大々的に拡大した。この拡大は特にマラヤ、蘭印において顕著であり、1914年から18年にかけての大戦がもたらした極東情勢によって促進された。銀行業、鉱業、漁業、農業企業が日本人の南洋移民によって驚くべきほどの発展を見た。商業企業、政府機関、社会的団体、民間の個人、そしてこれらの秘密政治結社は、緊密な連繋をもって活動し、日本人の諜報組織を形成した。この諜報組織の活動は、マラヤの社会生活のあらゆる局面にわたるものであった。」(同書、128ページ)

著者が主として用いた資料は、Japanese Diary issued by the Special Branch of the Straits Settlements Police というPRO文書であるが、この資料の性格については、回付先の外務省のMinuteに、「この資料には有益な情報



が少なからず含まれているが、時としてかなり偏った過激な傾向も見られる。したがって、この資料を利用するにあたっては細心の注意をすべきだ」というコメントが付されていることを忘れてはならない。このコメントの当否についてはひとまず判断を保留するとしても、この事例もまた、PRO 文書に基づいて日本・東南アジア関係史を再構成する際に、その文書の作り手が誰かということに十分配慮する必要があることを示すものといえよう。

## V. 外務省文書における日本・東南アジア関係史料

### 1. General Correspondence 中の日本・東南アジア関係史料

さて、すでにⅢ節で概観した PRO 所蔵の膨大な東南アジア関係文書のなかから、日本・東南アジア関係に関わる個別史料をリストアップすることは至難の業である。とはいえ、具体的にどのような史料がそれら文書中に含まれているかを知る一応の目安として、以下に外務省文書のなかで最も重要な General Correspondence: Political (FO 371) について、*Foreign Office Index to General Correspondence* (London, HMSO, 1969-1982) 131 巻に依拠しつつ、1920 年から 1951 年までの史料の概要を、年次別、地域別に巻末のリストに掲げておきたい。もとより、このリストは完全なものではなく、今後さらに点検・補充が必要とされる。

General Correspondence は、世界各地に置かれたイギリスの在外公館、出先機関と外務本省の間でやり取りされた往復文書の原本で、きわめて広範囲にわたる情報を含む最も基本的な史料である。なかでも、FO 371 は PIECE 数 11 万 3216 巻にのぼる膨大かつ最重要の CLASS で、ここに含まれる日本・東南アジア関係史料に目を通すだけでも、優に 1 年以上の時間を要しよう。

巻末のリストは第 1 次大戦後から第 2 次大戦直後までの日本・東南アジア関係の歴史像をはからずも浮かび上がらせてくれる。一瞥するだけで、クロ

ノロジーの概要が判然とするだけでなく、時代による問題、日本が関与を深めた対象地域も明らかである。このリストから年次別、地域別に文書件数を整理した第6表によれば、太平洋戦争が差し迫ってきた1930年代後半から件数が急増していることがわかる。ピークは1941年の612件である。このことから、戦前期の日本・東南アジア関係が何よりもまず戦争を介するものであったことを痛感しなわけにはいかない。

また、1920年代の後半から31、32年までの文書件数が、それ以後は無論のこと、それ以前の1920年代前半と比べても著しく少ないことも注目をひく。このことは、この時期の日本・東南アジア関係が実務中心に比較的波乱なく進行していたことを窺わせると同時に、第1次大戦に次ぐ日本の南進の第2の転機が、世界大恐慌と満州事変(1931年9月)にあったことを暗示している。

よく知られるように、日本の東南アジア進出の最初の契機は第1次大戦にあったが、1920年代前半のリストを見ると、大戦後この地域にプレゼンスの増した日本の活動に対し、すでにイギリスが英領北ボルネオ、マラヤ、ビルマ、蘭領東インド、インドシナ、フィリピンなど各地で情報の収集に努めていたことがよくわかる。これに対して、日本側が太平洋諸島やフィリピンでの入植制限や土地取得禁止に神経をとがらせ、1919年のパリ講和会議の国際連盟規約委員会が否決されたとはいえ、事あるごとに「人種差別撤廃」を主張していたことも窺われる。20年代前半でもうひとつ顕著なことは、1923～25年の3年間についてシンガポールの文書件数が際立って多いことである。これらの大部分はシンガポール海軍基地建設に関するものであり、日英同盟終了(1923年8月)後のイギリスが日本の「南進」に対して抱いた警戒感を反映したものである。

1930年代前半については、満州、中国大陸の権益をめぐる米英との確執から日本が国際社会で次第に孤立していくなかで、「汎アジア主義ブロック」への願望を募らせていく過程を示唆する文書がまず眼につく。とくに大亜細亜協会が1934年2月大連市で開催した「亜細亜民族大会」関連の文書が多い。こうした運動にインドネシア人が参加していたことも1933、34年のリストか

第6表 日本・東南アジア関係に関する外務省史料(FO 371)の  
文書件数の地域別推移

	日 本	英領ボ ルネオ	ビルマ	インド シナ	マラヤ	蘭領東 インド	太平洋 諸島	フィリ ピン	シャム	シンガ ポール	計
1920	4		1	1		6	2	2		6	22
1921	11	1		1		10	2	5	1	3	34
1922	1	2			3	2	10	5	3	2	28
1923		5		4	5	11	1	1		22	49
1924				3		2	2	1		20	28
1925				16		4	2			19	41
1926	1				1	8	2	1	1	1	15
1927	1			1	1	2	2			8	15
1928					3	1	5			3	12
1929						2				5	7
1930	4										4
1931	1				1	1		1	1		5
1932	6			1	1		1	4	2	1	16
1933	10	4		1	6	18		4	12	1	56
1934	15		1		4	17	3	3	10	7	60
1935	3	4			3	16		18	3	10	57
1936	7	3			9	12		10	13	5	59
1937	5	3	5	4	16	27		2	22	2	86
1938	7	18	7	5	16	23	2	5	20	11	114
1939	10	2	8	3	6	16		2	49	43	139
1940	13	9	8	107	11	72		4	16	26	266
1941	64	52	38	219		41	3	10	167	18	612
1942	24	28	43	13	21	28	56	14	6	28	261
1943	5	1	10	10	10	3		20	3	3	65
1944	17		9	8	8	6	11	8	4	2	73
1945	9		4	23	3	37		6	10	10	102
1946	9	1	20	8	3	47			5		93
1947	19	1		1		2			1		24
1948	27					2			3		32
1949	41	3				1					45
1950	7			2						1	10
1951	23		3			2			1	6	35

【出所】「外務省文書(FO 371)における日本・東南アジア関係史料(1920-1951)」(本書45  
頁-)より作成。

ら窺い知ることができる。また、32、33年以降のリストからは、日本の経済進出に端を発する東南アジア市場をめぐる経済摩擦が蘭領東インド、マラヤ、フィリピン、インドシナ、シャムの各地で次第に熾烈化していったことがわかる。こうした摩擦は、この時期に急伸した東南アジア漁場における日本人漁業についても起こっていた。1933年の英領北ボルネオや34年の蘭領東インドに関する一連の文書はその一端を垣間見せている。このほかこの時期のリストにはフィリピンの独立問題に対する日本の対応などに関する文書が含まれている。

1930年代後半では、日本の「汎アジア主義運動」、東南アジアをめぐる経済摩擦、漁業摩擦など30年代前半の課題が引き続き問題とされているが、それとともに、日本の東南アジアへの軍事的脅威に対するイギリスの警戒感が急速に高まってきていることも見逃すことができない。1935年の蘭領東インドへの危惧を示す一連の文書を皮切りに、以後インドシナ、シャム関係史料中にもイギリスのそのような警戒感を示唆する文書が散見される。日本の南進政策に関する駐日大使館の報告もその数を増している。1936年の日本関係文書 F502/98/10では、日本がアジアで極端な政策をとった場合に同地域におけるイギリスの権益をいかにして守るかが議論されているが、これは日本の南進政策に対する当時のイギリスのスタンスを端的に示すものである。同時に、東南アジア各地における日本の現地人に対する宣伝活動やスパイ活動への警戒・猜疑もまた37、38年以降高まっていったことがわかる。ところで、第6表によれば、この頃よりビルマ関係文書が登場してくるが（それ以前は1920年と34年にそれぞれ1件を数えるに過ぎない）、これは1937年にビルマ省がインド省から分離独立したことの結果であり、それ以前のビルマについては、前述のとおり、PROとは別のIndia Office Library and Recordsの所蔵文書を調べなくてはならない。

さて、1940年代にはいると、日本の「南進」に対してイギリスが抱いていた懸念はさらに現実的なものになる。欧州戦場におけるドイツ軍の電撃戦の成功に便乗して、日本は、40年7月武力「南進」国策（「世界情勢の推移に伴

う時局処理要綱」)を決定し、同年9月北部仏印進駐を敢行したからである。以後、極東英領攻略を主眼とする日本軍の関心は南部仏印とタイに注がれ、マレー作戦への道が準備される。1940、41年のリストはこの過程を如実に浮かび上がらせている。インドシナに関する兩年の文書件数107件と219件、また41年のシャム(タイ)の167件という多さは、こうした動きの端的な反映といってよい。周知のように、このとき日本は、タイ・仏印間の失地回復交渉の調停役という手段を通じて、英領攻略の最有力基地としての南部仏印とタイへの触手を伸ばしていくが、この経緯を示す文書もこのリストには多く含まれている。また、開戦時の態度如何をめぐるタイ国内の親日派と反日派の葛藤を示唆する文書も少なくない。

1941~45年の戦時中については、戦局の推移や日本軍占領下の東南アジア各地の経済、社会情勢に関する報告が文書の大半を占めている。1943年以降については、日本軍の戦局の悪化を背景に、日本敗戦後の東南アジア再建構想が早くも連合国の間で議論されていることも注目し値しよう。

日本の敗戦直後の1946~51年については、この時期が日本・東南アジア関係の一種の空白期であるため、文書件数は急減している。とはいっても、第6表が示すところによれば、1946年のビルマとインドネシアおよび47~49年の日本に比較的多くの文書が集中していることに注目しないわけにはいかない。46年1月のビルマの場合、文書のほとんどは戦争中のビルマ首相であったバー・モウに関するものである。戦争末期に日本へ亡命していたバー・モウは、46年日本駐留英軍に自首し、8月に釈放されてビルマに帰国したが、この間の経緯を示す文書がここには含まれている。一方、インドネシアの場合には、終戦後も残留していた日本軍の武装解除の問題や急進的民族主義者への訓練など残留日本兵のインドネシア人に対する影響を扱った文書が眼につく。また、日本関係文書の多くは、戦後日本の経済復興を賠償やエカフェ(ECAFE:国連アジア・極東経済委員会)地域との貿易問題との関連で取り扱っているものである。周知のように、アメリカはアジアにおける東西冷戦を背景に、1948年対日占領政策を転換させ、日本をアジアにおける「反共の防波

堤」としての「生産工場」に仕立て上げようとした。こうしたアメリカの政策転換をイギリス本国に知らせる公信とこれに対するイギリスの反対ないしは消極的対応とがこれら文書の大半を占めている。

## 2. 日本・東南アジア関係に関する領事現地報告の性格 ——ひとつの事例

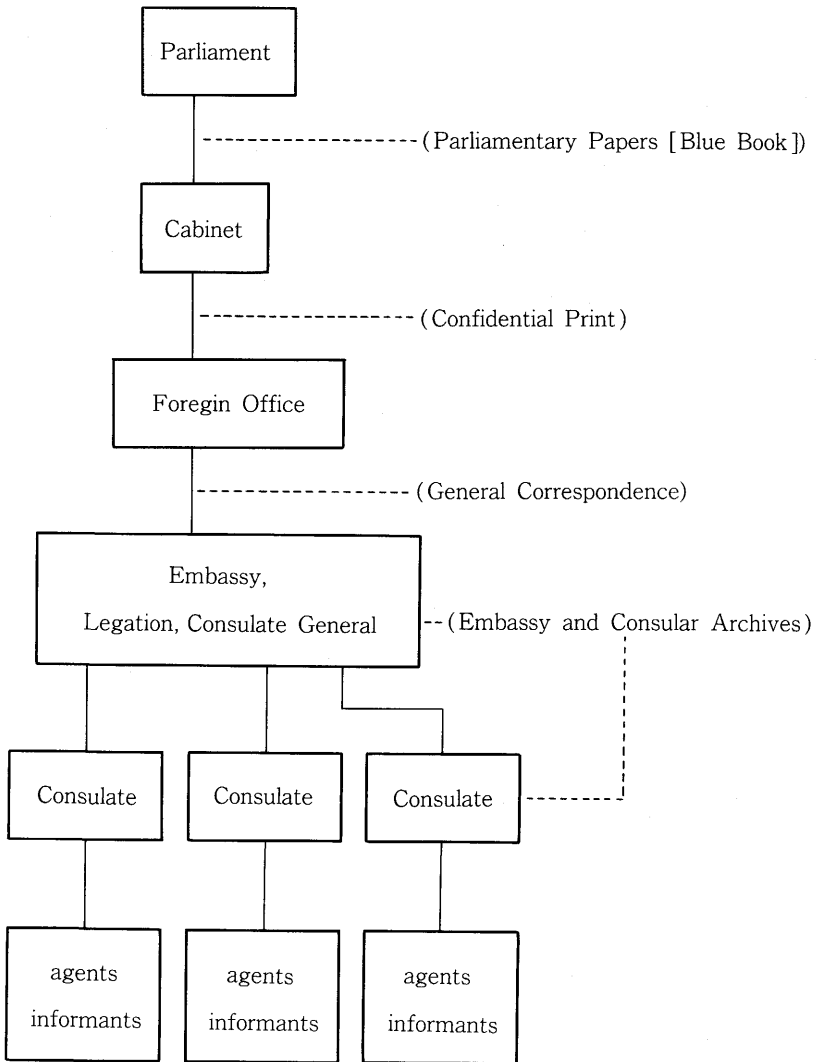
ところで、これら外務省文書においても、IV節で触れた現地出先機関と本国サイドの判断の差異が見られる場合が少なくない。外務省の公文書の流れを示す第1図にも明らかなように、外務省文書もインフォーマントのもたらす情報からいわゆる“Blue Book”まで数段階に分かれているが、ここでは、そのなかでも重要な現地の領事報告にまま見られる偏りについて一言しておく必要がある。

とくに、1930年代の日本・東南アジア関係に関する報告にはその感が強い。当時の東南アジアからの情報としては、バタビアに駐在したヘンリー・フィッツモーリス [Henry Fitzmaurice]、またバンコクに駐在したジョサイア・クロスビー [Josiah Crosby] というベテランの総領事の報告が重要だが、彼らには本省に対して現地にいる自分たちの存在をアピールしようという姿勢ばかりでなく、反日的な色彩さえもが強く見られるからである。このため、彼らの作成した文書には日本の東南アジア進出に関してかなり誇張された危惧が示されている場合が多いこともわきまえておいた方がよい。

こうした事情につき、以下に1930年代の東南アジアで起こった日本の経済進出を主要因とする経済摩擦を事例にとり、具体的に見ておくことにしよう。

いうまでもなく、この当時の日本の経済進出は企業投資と貿易の2つからなっているが、東南アジアへの日系企業の投資は、(1)その規模が極めて小さかったという点からいっても、また、(2)その大部分が、欧米資本が採算上開発に着手しなかった未開発資源の開発に向けられていたという点からいっても、「経済侵略」的あるいは「資源略奪」的というにはほど遠いものがあった。

第1図 外務省の公文書(FO)の流れ



【出所】 筆者作成。

さらに、(3)その資本系統も、一部の国策会社的なものを除き、大半は民間によるものであって、現地蓄積型の資本すら少なくなかった。この点で、東南アジアへの企業進出は、当時の対中国投資に見られたような、政府借款により資本進出を果たすといったいわゆる「帝国主義」的な進出とは異なっていた。

当時の日本の企業進出が、基本的に「資源略奪」的でも「経済侵略」的でも、あるいは「帝国主義」的でもなかったとすれば、何故にそれは、東南アジア各地で過度な警戒と猜疑心をもって迎えられなくてはならなかったのか。この点について、イギリスの外務省文書は興味深い記録を残している。例えば、駐バタビア総領事H・フィッツモーリスは、1933年6月29日付けのBatavia despatch No. 77 (資料8)で、日本の経済進出に対する危惧を、「ここ数カ月というもの、当地における日本人の活動はますます注目を引くものとなってきている。最も控え目に見積もってさえ、蘭印における日本の関心は無邪気な商業的拡大に限定されると見なすことは次第に難しくなっている」と報告し、蘭領東インドに対する日本の政治・軍事的野心に本省の注意を促している。

#### 資料8.

“... In the last few months, however, Japan's activities here have focussed more and more attention, and it becomes more difficult, even with the calmest estimation, to regard Japan's interest in the Netherlands East Indies as entirely confined to innocent commercial expansion. ...”

[Henry Fitzmaurice, Consul-General, Batavia, to Principal Secretary of State for Foreign Affairs, 29 June 1933 (FO 371/17407).]

興味深いことには、日本が東南アジアに政治的野心（あるいは領土的野心）をもっているのではないかといった、フィッツモーリスらのこうした猜疑心の根拠は、日本が経済的にみてきわめて有利でない、時としては引き合わないといしか思えないような事業に乗り出しているという事実にあった。フィッ



ツモーリスは Batavia despatch No. 77 に同封したメモランダム（資料9）において、この点を次のように報告している。

「日本は、インドネシアのナショナリズムの中心地ソロに、Wonogiriの銅鉱山の採掘権という形で特別な権益をもっている。数カ月前、日本人の採掘権保有者が、Wonogiri 近郊の南西海岸のPatjitanに新しい港の建設を申請したところ、この申請は戦略的理由から拒絶された。信頼すべきオランダ人情報提供者によれば、日本が取得した銅鉱山の採掘権は、利益という観点からいえばたいして有望ではない。したがって、このコンセッションを取得した日本人の動機は単なる商業的利潤に留まるものではない、とこの者は確信している。」

この他にも、このメモランダムには、(1)蘭領チモールのさして有望ではないインド人所有の金鉱コンセッションに日本人が関心をもっているとか、(2)スマトラ東岸の Pulo Rangsang 島で、日本人は収益上引き合わない木材コンセッションを数年間にわたりやっており、経営者も一再ならず変わっているとか、(3)土壌からいって見込みが薄い Riouw archipelago での栽培業にも日本人は関心をもっている、などといったいくつかの例が挙げられている。

#### 資料9.

"... Solo is not only the historic centre of the Susuhunan (Sultan) . . . . , but is also a known centre of nationalism. Japan has a special interest in Solo in the form of an important copper-mining concession at Wonogiri ... Incidentally, a Dutch informant who should be quite reliable tells me that the Japanese have so little prospect of making any profit out of their copper concession, that he is convinced that commercial profit alone cannot have been their motive in taking it up. . . ."

[Memorandum relative to Japanese interest in the Netherlands East Indies, by

H. Fitzmaurice, 29 June 1933 (FO 371/17407).]

しかし、それらの事業は本当にまったく引き合わないものだったのであるうか。欧米人の常識からすれば採算性がかなり低いものだったとしても、日本式のやり方によれば（労働に犠牲を強いるなど）辛うじて引き合うものだったのではあるまいか。あるいは、利益は上がらないにしても、それらは日本にとってどうしても必要な資源だったのではないのか——などなど、多くの疑問が浮かぶ。なぜなら、欧米の植民地である東南アジアでは収益性の高い有望な事業はすべて欧米資本の占有するところであった以上、日本が進出できる余地は、既述のように、収益性の低い未開発な分野に限られていたからである。こうした疑問を解決する糸口をつかむためにも、イギリスの外務省文書を丹念に分析することが重要であろう。

一方、貿易による日本製品の東南アジアへの進出はいったいどのように受け止められたであろうか。FO 371の示すところにしたがえば、この点を次に見ておこう。

たしかに、1930年代前半の日本の対東南アジア貿易は、綿製品を中心に、大恐慌後全般的に購買力の低下した東南アジア市場で欧米諸国のシェアを食って急伸し、各地で摩擦の原因になった。とくに、貿易摩擦が熾烈だったのは日本がイギリス、オランダのシェアを急激に侵食した蘭印市場においてであった。蘭領東インドにおけるこの貿易摩擦については、同じくフィッツモーリスが、1932年12月10日付の公信で、「蘭印への日本綿製品の進出は、ダンピングや政府の助成金に頼っており、南洋における日本人には新たな攻撃的精神が生まれている。しかも、当地では日本人の商業スパイが横行している」と憂慮をあらわにした報告を本省に書き送っている。

だが、当時駐日イギリス大使館の商務参事官であったジョージ・サンソム [George B. Sansom] のこのフィッツモーリス報告に対する意見はことごとく否定的であった。“Japanese Penetration in the Netherlands East Indies” と題するサンソムの長文の意見書（資料10）は、さすがに学者らしい客観性に裏

づけられた説得力に富むものである。サンソムはまず、日本の競争力の強さを、低賃金、労働効率の高さ、為替の低落によるものと認め、輸出にとくに助成金を必要としない所以を明らかにする。そして、日本政府の外国貿易育成策をまったく合法的と断じている。そのようななかで、「ダンピングが日本の国策になっているとはにわかには信じがたい」。むしろ反対に、商工省は輸出品の価格を落とさないよう努力を続けている、との事実を指摘した上で、彼は、明確に定義付けをしないで「ダンピング」の用語を使うことはミスリーディングだと、フィッツモーリスを批判している。いわんや、「商業スパイ」などという扇情的な言葉はサンソムの好むところではなかった。彼は次のように述べている。

「商業スパイとはいささか解せない言葉だ。現地の市場を詳細に調査することはまったく合法的だ。・・・イギリス商人だって、日本で同様のことを行っているのではないか。こうした行動は必ずしも愉快なものとはいえないにしても、商業の世界ではごくあたり前のことである。イギリス人がこの種のことを行えば、それは『調査』とか『リサーチ』とか呼ばれるのが普通だ。ところが、日本人が同じことをかなり効率的に行うと、それがスパイになってしまうのである。」

#### 資料10.

“... The Japanese Government certainly fosters foreign trade in various ways, all perfectly legitimate; but, with a depreciated exchange and a high manufacturing efficiency, there is no need for subsidies. ...

'Commercial spies'. This is a little difficult to understand. Studying local markets in detail is quite legitimate, ... It is not a very pleasing occupation, but it is common in mercantile circles. I have usually found that if our people do this kind of thing it is called 'investigation' or 'research', whereas when it is done by the Japanese rather efficiently, it became 'espionage'.

I do not for one moment believe the statement that an official policy of dumping has been adopted. On the contrary, I have reason to know that the Ministry of Commerce has been trying to keep up the prices of export goods. The unqualified use of the word 'dumping' is misleading, because it gives the impression that goods are sold below cost. What is happening is with certain possible exceptions 'exchange dumping'. This is what U. K. exporters are now engaged in, to the perturbation of the U. S. A. . . . . Japanese competitive power is due almost entirely to low wages, efficient labour and depreciated exchange . . . ."

[Memorandum prepared by George Sansom, Commercial Counsellor, British Embassy in Japan, 10 January 1933 (FO 371/17406).]

サンソムが、フィッツモーリス報告に対して長々とコメントしたのは、こうした経済問題が、後に政治的問題に発展することを恐れたからであった。彼は、関係商業者たちが非常に苦々しい感情を抱いていることに理解を示しつつも、より大局的な観点から、感情的なアプローチを戒め、この問題を冷静に研究することの必要性を説いたのである。

これに対して、フィッツモーリスは直ちに反論を寄せた(資料11)。彼の反論は多岐にわたるが、ダンピングについての次のような反駁だけを見ても十分に説得力を持つものでなかったことがわかつう。

「私は、ひとえに『結果』から見て、ダンピング政策が採用されたと判断したのである。もちろん、私は日本における綿製品のコスト、価格を調査したわけではない。 . . . . 実際にそれらの商品が日本での原価を下回る価格で売られているかどうかについては、私には何とも言えない。チェンバーズの辞書では、『ダンピング』とはただ『低価格で売ること』とだけ定義しているにすぎないが、オランダの立場から言えば、日本が為替下落前に買った原料でつくった製品を、現在の原料価格では到底不可能な程

の低価格で売っているとすれば、これを『ダンピング』と見做しても不合理ではあるまい。」

資料11.

"I cannot, on re-reading my notes on Japanese matters, see anything there in to justify an imputation of "prejudice" or "a bitter tone". ... It was only 'by results' that I judged that a policy of dumping had been adopted. I admit that I had not myself, when writing those notes, investigated the cost price of cotton goods in Japan: ... Whether such goods are in general actually sold below their current cost price in Japan or not I cannot say; from the Dutch point of view it might not be very unreasonable to regard as dumping (defined by Chambers' Dictionary merely as 'selling at low price') the sale of goods for which raw materials were purchased before the fall of Japanese currency at a price at which similar goods could not be manufactured in Japan from raw materials at their current prices. ... The information that there were many indications of Japanese espionage came, confidentially, from a highly placed Dutch naval officer, who was referring in particular to the frequent trespasses of Japanese fishermen in closed areas. I agree that espionage of this kind may be clumsy, but it may have cumulative value, ...."

[Henry Fitzmaurice, Consul-General, Batavia, to Principal Secretary of State for Foreign Affairs, 14 February 1933 (FO 371/17406).]

このようなやりとりに対して、イギリス本国サイドの判断はいかなるものだったであろうか。外務、商務両省共管の海外貿易庁は次のような判断を下して、バタビア総領事館に書き送った。

「ここ数カ月というもの、帝国各地の貿易商務官から、日本のダンピングについて多くの情報が寄せられている。同時に、東京の商務参事官サン

ソムからは日本品のダンピング説は支持できないとの意見も届いている。・・・どのケースにおいても、日本品がダンピングであるとの証拠は挙がっていない。日本品が我が国にとって競争不能なほど安い価格で提供されている理由は、(1)優秀な組織力、(2)生産効率の高さ、(3)安価で従順な労働力、(4)低廉な生産コストによるのである。」

資料12.

“... In no case was proof forthcoming that the Japanese goods in question were 'dumped'. The apparent reasons for the ability of Japanese exporters to offer goods at prices which their competitors find impossible to meet are competent organisation, efficient production, cheap, docile labour and low production costs. ...”

[Department of Overseas Trade to Commercial Agent's Office, British Consulate-General, Batavia, January 1933 (FO371/17406).]

さらに、商務省長官は次のような判断を示している(1933年3月31日付け「覚書」、資料13)。

「この(日本製綿製品との競争という〔編注〕)問題について完全に制限的政策をとることは大部分の市場において有効ではなく、長期的にみればいかなる市場でもまったく効果を持ちえないことは明らかだ。日本の綿業は、各地の輸出市場において受け入れられなくてはならない要素である。かりに、少なくとも我が国の植民地市場からは日本の綿製品を締め出すことができたとしても、その結果は我が国が護ることのできない、その他の市場における競争を激化させるに過ぎまい。」

このように植民地で対日制限政策をとることに商務長官が反対したのは、そうした政策が政治的にも経済的にも憂慮すべき帰結をもたらすに違いない

との認識にあった。政治的には、広大な帝国を形成しているイギリスが日本に対して、領土を獲得することはもとより、帝国と貿易をすることすら禁じるとすれば、あまりにも自己本位に過ぎ、世界にとって危険な火種となりかねない。経済的にみても、羊毛製品や錫製品などを扱うイギリスのある種の輸出業者にとって日本がいまだに重要な市場である以上、日英通商条約の廃棄にさえつながりかねない、そのような政策はイギリスにとって深刻な結果をもたらさざるをえない。こうした大局的判断に基づいて、商務長官は植民地市場における対日輸入制限政策に反対の意向を表明したのである。

### 資料13.

“... It is clear that a purely restrictive policy in connection with this question cannot be effective at all in most markets or in any markets for long. The Japanese cotton industry is a factor in export markets which has to be accepted, and if we are able to keep them out of some at least of our Colonial markets it will merely intensify competition in other markets which we cannot protect. ...

... That this country, having acquired a large territorial Empire, should maintain on the one hand that Japan must not herself acquire an Empire, and on the other hand that the Japanese must not even trade with our Empire, is clearly a very dangerous policy, not only for us but also for the world, and one which should not be undertaken until everything else has been tried: ...

... It is quite conceivable that a general attack of this kind on one of the most important of Japan's export industries might raise sufficient feeling to force the Japanese Government to denounce the Anglo-Japanese Treaty, the consequences of which would be serious to this country. The Japanese market remains of very great value to certain United Kingdom export trades and in particular tin plates (£615,000 in 1932) and woolen and worsted piece goods (£800,000 in 1932) ...”

[Note by the President of the Board of Trade, 31 March 1933. (FO 371/17153)]

この事例にとどまらず、外務省資料からはこうした興味深い事実が多く発見される。巻末のリストはそのような宝庫へ至るための有力な手掛かりである。そこで、最後に、このリストから具体的な個別史料に行き着くための手続きについて一言しておこう。例えば、1938年の蘭領東インドにおける日本人漁民の活動とそれに対する蘭印政庁の対応に関する“Activities of Japanese fishermen: significance of: attitude of Government of N. E. I. (F7862/929/61/F9792/2140/23)”という史料を閲覧したいとすれば、閲覧者はPROの参考室で“FO 371 List”の1938年をひもとき、Far Eastern (F)のGeneral (61)という項目中のファイル番号929と、同じくFar Eastern (F)のJapan (23)という項目中のファイル番号2140を引くことによって、この史料を含むPIECE番号がそれぞれ22174と22190であることを知ることができる。したがって、この史料の請求番号は前者の場合、GROUP: FO, CLASS: 371, PIECE: 22174からなる“FO 371/22174”であり（後者の場合の請求番号は“FO 371/22190”）、この巻（PIECE）のなかの文書番号F 7862（後者の場合はF9792）が目指す史料である（ただし、1950年以降の文書については、ファイリング・システムが変更されたため、文書記号がFZ 1109/106のように記されている。これは、東南アジア局（FZ）の所管文書のうちファイル番号1109に含まれている文書番号106の史料を意味している）。しかし、それぞれのPIECEには、目的の史料のほかにも索引には載っていない多くの関連文書が含まれているので、PIECE全体に目を通すことが望ましい。なお、この検索に当たって差し当たり必要とされると思われる略号（当該文書の所管局を表わす。上の例ではF）、番号（地域、国を表わす。上の例では61と23）を示しておけば以下のとおりである。

### 1. 略号

A : American  
 C : Central (German Political Internal, and  
 Austrian Section)

### 2. 国・地域番号

Burma : 79  
 China : 10  
 Far Eastern, General : 61



E : Eastern	France : 17
F : Far Eastern	French Indo-China : 86
FJ : Japan	Japan : 23
FS : Siam	Netherlands : 29
FZ : South-East Asia (Miscellaneous)	Philippines : 83
GC : Commonwealth Liaison	Portuguese Timor : 84
J : Egyptian	Siam : 40
K : Consular	United States : 45
L : Librarian's	
N : Northern	
P : Information, Policy and News	
R : Southern	
T : Treaty	
U : Economic and Reconstruction	
UE : Economic Relations	
UR : Supply and Relief	
US : United Nations : Economic and Social	
W : League of Nations and Western	
X : Establishment and Finance	
Y : Communications	
Z : Permanent Under-Secretary's Dept. : General	